

農業簿記テキスト

ver 4.1

作成者：松谷 絢

監修：西部改良普及所

目次

	頁
1. 帳簿を作成する理由	… 2
2. 帳簿の種類	… 3
3. 仕訳帳の書き方	… 4
■ 1. 仕訳帳は取引の原因と結果を記したもの	… 4
■ 2. 勘定科目を記入する	… 5
(1) 原因と結果を簿記の観点から捉える	… 5
(2) ルールに沿って記入することによって、(1)を正しく表現する	… 6
■ 3. 実際の仕訳例	… 8
4. 様々な仕訳	… 10
■ 1. 出荷から代金入金まで期間が空く場合	… 10
■ 2. 出荷に手数料がかかった場合	… 12
■ 3. クレジットカード決済を利用した場合	… 15
■ 4. 自家用のお金を業務に使用した場合	… 18
■ 5. 10万円以上のものを購入した場合（減価償却）	… 19
【様々な減価償却】	… 24
■ 6. 自家用資産を業務用に繰り入れた場合の償却	… 25
■ 7. 国や自治体からの補助金を利用して購入した場合	… 28
■ 8. 開業前に事業のための費用がかかった場合	… 32
■ 9. 農作物を家事消費した場合	… 35
■ 10. 農作物を事業消費した場合	… 36
■ 11. 農産物の棚卸し	… 37
■ 12. 資材の棚卸し	… 41
5. 経費となるもの	… 42
6. 経費の証明書	… 42
7. 期末処理	… 43
8. 期首処理	… 43
確定申告	… 44
源泉徴収と年末調整	… 46
＜参考＞	
設備投資をしたときに利用できる税制	… 49
農業用に軽油を購入したときに利用できる税制	… 51

1. 帳簿を作成する理由

帳簿を作成する理由は、大きく分けて2つあります。

1. 確定申告をするため

1年間に収入があった人は皆、自分の所得を税務署に申告しなくてはなりません。
これを確定申告と言います。
会社に勤めている場合は、会社が従業員の確定申告をしてくれます。
しかし、起業して事業主になれば、確定申告を自分でやらなければなりません。

事業主が確定申告するとき、事業主は事業の所得を税務署に申告します。
事業の所得 = 収入 - 経費 です。
正確な所得を申告するためには、1年間に行った取引の情報がが必要です。
それで、日々の取引を記載した「帳簿」を作成する必要があるのです。

2. 経営分析をするため

帳簿をつけることにより、収入や経費の金額や明細が分かります。
それらの情報から、「払い過ぎの経費はないか?」「預金があると思ってたけど、ほとんど借入金だった。売上による利益は少なかった」などの分析をすることができます。
正確な分析ができれば、問題解決のための計画を立てることができます。
そのためにも、帳簿の作成は必要なのです。

では、帳簿の必要性が分かったところで、簿記について学んでいきましょう。



先生、ぼく算数苦手なんですけど、大丈夫ですか？
数字が並んでるのを見ると、頭痛くなるんですけど。

程度によるが、まあ大丈夫だろう。難しい計算は帳簿ソフトが
やってくれるからな。
簿記に大切なのは、計算力ではなく、書き方の知識だ。
あまり気構えずにやってみたまえ。



はい

※筆者はスターウォーズを観たことはありません。

2. 帳簿の種類

青色申告で65万円の特別控除を受ける場合、単式簿記ではなく、複式簿記を行うことが義務付けられています。（10万円控除のときは単式簿記で良いとされています。）

複式簿記で使う「帳簿」には、次に示す複数の帳簿が含まれます。

<主要簿>

仕訳帳

…日々の取引を記入する。全ての帳簿の元になるもの。

総勘定元帳

…仕訳帳の入力内容を、現金や預金などの勘定科目ごとにまとめたもの。

現金の総勘定元帳、預金の総勘定元帳など、複数できる。

<補助簿>

現金出納帳

預金出納帳

売上帳

その他、必要に応じて作成

総勘定元帳を、カテゴリごとに見やすく書き直したもの。

仕訳帳

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
3/1	預金	¥ 900	売上	¥ 900

預金総勘定元帳

日付	摘要	借方	貸方
3/1	売上	¥ 900	

売上総勘定元帳

日付	摘要	借方	貸方
3/1	預金		¥ 900

預金出納帳

日付	相手科目	収入	支出	差引残高
3/1	売上	¥ 900		¥ 900

売上帳

日付	摘要	内訳	金額
3/1	A市場	1箱	¥ 900

これらのうち、[記入すべきものは仕訳帳だけ](#)です。

その他の帳簿は、目的に応じて見やすい様式（単式簿記の様式）に書き直しているだけです。

それでは、具体的な仕訳の方法を学んでいきましょう。

●補足●

【単式簿記と複式簿記】

単式簿記とは、お金の出入りについてのみ記帳する方法です。例えば、借金をしてお金を増やした場合、単式簿記では収入として記帳されます。

これに対し、複式簿記では、お金が増えたことと共に、借金が増えたことも記帳します。

単式簿記の方が記帳は簡単ですが、特別控除額が10万円程度に低くなります。

複式簿記の方が記帳内容が詳細であり、記帳に知識が必要ですが、その結果として取引の流れや財産状況を明らかにできるため、青色申告で65万円の特別控除を受けることができます。

3. 仕訳帳の書き方

取引を仕訳帳に記帳することを「仕訳する」と言います。
それでは、仕訳の方法を学んでいきましょう。

仕訳帳にはいろいろな様式がありますが、基本的にこのような項目になっています。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/1	肥料費	¥5,000	現金	¥5,000	育苗培土

日付	…取引があった日付
勘定科目	…取引内容
金額	…取引をした金額
摘要	…取引内容の詳細（携帯電話料金、女子会参加費など）

右と左に「勘定科目」「金額」という、同じ項目がふたつ書かれていますね。
複式簿記では、左側を「借方」、右側を「貸方」と呼びます。
まずは、このふたつの相対する項目が何を表しているのかを学びましょう。

■ 1. 仕訳帳は取引の原因と結果を記したもの

簿記とは、日々の取引を書き記したものです。
そして、**取引には必ず資産の動きとその原因が存在します。**

例えば、お金を使ってペンを買ったら、お金という資産が無くなります。
このとき、お金が無くなった原因は、「ペンを買ったこと」です。
この「お金が無くなった」という結果（資産の動き）と、「ペンを買った」という原因を
右と左に対応させて書いたものが、複式簿記の仕訳帳です。

他の例も考えてみましょう。

①現金で肥料を買った場合

原因	肥料を買った	結果	現金が減った
----	--------	----	--------

②作物を売った代金が預金口座に振り込まれた場合

原因	作物を売った	結果	預金が増えた
----	--------	----	--------

では、このふたつの例を用いて、勘定科目の記入方法を学んでいきましょう。

■ 2. 勘定科目を記入する

取引の原因と結果を記帳する流れは、次のようになっています。

- (1) 原因と結果を簿記の観点から捉える。
 - (2) ルールに沿って記入することによって、(1)を正しく表現する。
- では、このふたつについて学んでいきましょう。

(1) 原因と結果を簿記の観点から捉える。

簿記には、5つの「分類」というものがあります。

記帳を行う時は、この分類を用いて原因と結果を考えます。

勘定科目の分類

利益	…利益 (売上、補助金など)
資産	…保有しているもの。お金や権利、物品など。 (現金、トラクター、農地、株、未収金など)
費用	…資産に含まれる物品のうち、消費されたものの額。(今期の利益に関するものに限る。) いわゆる経費。 本来は、物品を取得したときに資産、消費したときに費用とするが、1年以内に価値を失うものや価額が10万円未満のものについては、その年度中に消費すると考え、取得時に費用とする。 (ペン、くわ、従業員に支払った給与など)
負債	…まだ支払っていないお金や、返していない借金など (未払金、借入金など)
資本	…事業のために準備しておいたお金 (資本金など。家計費含む。※) ※鳥取県推奨の勘定科目では、家計費は負債としています。捉え方によるので、どちらでも良いです。

さきほどは原因と結果を文章で表しましたが、**簿記では「分類が増えた・減った」と考えます。**
では、この分類を使って、先ほどの例の原因と結果を表してみましょう。

①現金で肥料を買った場合

原因	肥料を買った → 費用が増えた	結果	現金が減った → 資産が減った
----	--------------------	----	--------------------

②作物を売った代金が預金口座に振り込まれた場合

原因	作物を売った → 利益が増えた	結果	預金が増えた → 資産が増えた
----	--------------------	----	--------------------

帳簿には、この「分類が増えた・減った」を記帳していきます。

原因と結果を分類で表せるようになるには慣れが必要です。

数をこなしながら覚えていきましょう。

(2) ルールに沿って記入することによって、(1)を正しく表現する。

では、「分類が増えた・減った」を、仕訳帳においてどのように表現すれば良いのでしょうか。
鍵となるのは、書く場所です。

勘定科目欄は、左側（借方）と右側（貸方）の二箇所がありましたね。

その左右どちらに書くかによって、増えた・減ったを表すことができます。

勘定科目欄の入力規則はこのようになっています。

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
利益（減った）	利益（増えた）
費用（増えた）	費用（減った）
資産（増えた）	資産（減った）
資本（増えた）	資本（減った）
負債（減った）	負債（増えた）

ですから、例の取引の場合は、このように記入することで原因と結果を表すことができます。

①現金で肥料を買った場合

借方に費用を書くことで、原因である「費用が増えた」ことを表します。

貸方に資産を書くことで、結果である「資産が減った」ことを表します。

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
費用	資産

②作物を売った代金が預金口座に振り込まれた場合

貸方に利益を書くことで、原因である「利益が増えた」ことを表します。

借方に資産を書くことで、結果である「資産が増えた」ことを表します。

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
資産	利益

しかし、この分類をそのまま記入すると、大雑把すぎて取引内容が読み取れません。
ですから、記入するときは、「現金」や「売上」といった、さらに詳細に分けられた分類を使います。これを勘定科目といいます。

勘定科目は法律で決められたものではなく、どのような単語を使うかは任意です。
しかし、他の人が見た時にすぐ分かるよう、共通認識に合わせたものを使用しましょう。
農業の勘定科目については、鳥取県で推奨されているものがあるので、ここでは鳥取県推奨の勘定科目を基準にして講習を行います。

それでは、先ほどの例の原因と結果を、勘定科目で記入してみましょう。

①現金で肥料を買った場合

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
肥料費	現金

②作物を売った代金が預金口座に振り込まれた場合

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
経済貯金	売上

これで、勘定科目欄を記入することができました。

■ 3. 実際の仕訳例

それでは、具体的な記入の仕方を例で考えてみましょう。

(例 1) 2/3にガソリンスタンドで軽トラにガソリンを入れてもらい、代金3,000円を現金で支払った。

慣れれば左から順に入力できるのですが、ここでは説明のため、分かるものから入力していきましょう。

まず、日付、金額、摘要を入力します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/3		¥3,000		¥3,000	軽トラ

次に、勘定科目を入力します。

今回の原因と結果はこうなります。

原因	ガソリンを購入した → 費用が増えた	結果	現金が減った → 資産が減った
----	-----------------------	----	--------------------

では、原因から考えましょう。

費用が増えた場合は、左側（借方）に書きます。

勘定科目は「ガソリン代」を使用します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/3	ガソリン代	¥3,000		¥3,000	軽トラ

次に、結果を考えましょう。

資産が減った場合は、右側（貸方）に書きます。

勘定科目は「現金」を使用します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/3	ガソリン代	¥3,000	現金	¥3,000	軽トラ

これで仕訳完了です。次に、農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）が振り込まれた場合も見てみましょう。

(例2) 3/29に農業次世代人材投資資金150万円が預金口座に振り込まれた。

日付、金額、摘要を入力します。

日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
3/29		¥1,500,000		¥1,500,000	次世代投資資金

今回の原因と結果はこうなります。

原因	給付金が振り込まれた → 利益が増えた	結果	預金が増えた → 資産が増えた
----	------------------------	----	--------------------

利益が増えた場合は、右側(貸方)に書きます。

勘定科目は「事業雑収入(不課税)」を使用します。

日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
3/29		¥1,500,000	事業雑収入(不課税)	¥1,500,000	次世代投資資金

資産が増えた場合は、左側(借方)に書きます。

勘定科目は「経済貯金」を使用します。

日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
3/29	経済貯金	¥1,500,000	事業雑収入(不課税)	¥1,500,000	次世代投資資金

●補足●

【勘定科目について】

勘定科目には、帳簿付けのときに使う勘定科目と、青色申告のときに使う勘定科目があります。
例えば、人を雇う時にかかる費用の勘定科目はこのようになります。

簿記	青色申告	
給料手当	雇人費	
賞与	雇人費	
法定福利費	雇人費	(社会保険料など)
福利厚生費	雇人費	(慶弔費など)

青色申告に使用する勘定科目は、より少なく、分かりやすくなっていますが、経営状態を分析するには情報が足りないのです。日々の簿記は、より詳細な勘定科目を使うようになっています。
どのような勘定科目があるかについては、別添の勘定科目一覧をご覧ください。

4. 様々な仕訳

■ 1. 出荷から代金入金まで期間が空く場合

J Aや市場など、ねぎを出荷してから売り上げが振り込まれるまでに期間が空いてしまう場合の処理です。

【考え方】

出荷によって取引が開始されてから、代金入金により取引が終了するまで、期間が空いています。このようなとき、どのタイミングで売上を計上すれば良いのでしょうか。

青色申告で65万円控除を受ける場合、発生主義で記帳しなければなりません。発生主義とは、取引が開始されたタイミングで損益（費用、利益）を計上する考え方です。

従って、この場合は、取引が始まったとき、すなわち出荷したときに売上を計上します。

出荷した時点で売上額が不明な場合は、売上額の通知書を受け取ってから日付を遡って記帳することになります。

仕訳は次のようになります。

- ① 作物を出荷したとき → 売上があったが、代金をまだ受け取っていない。
② 代金を受け取った時 → 代金を受け取った。

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
①	2/1	未収金	¥40,000	売上	¥40,000
②	2/2	経済貯金	¥40,000	未収金	¥40,000

（資産）未収金 … 後でお金をもらえる権利。

（資産）経済貯金 … 営農口座の預金。

しかし、出荷の度に記帳するため、記帳が煩雑になります。

出荷と売り上げの振込が同じ年度に行われる場合は、結果として未収金が差引0になるため、売上が振り込まれた日付で次のように記帳することが許可されています。

<出荷と振込みが同じ年度のとき>

- ② 代金を受け取ったとき → 売上があり、代金を受け取った。

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
②	2/2	経済貯金	¥40,000	売上	¥40,000

ただし、出荷した年度と売上が振り込まれた年度が違う場合は、本来の記帳方法に従い、分けて書かなくてはなりません。

＜出荷と振込みが違う年度の時＞

- ① 作物を出荷したとき → 前年の帳簿
- ② 代金を受け取ったとき → 翌年の帳簿

前年の帳簿

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
① 12/28	未収金	¥40,000	売上	¥40,000

翌年の帳簿

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
② 1/4	経済貯金	¥40,000	未収金	¥40,000

【例】

（例１） 2/1にＪＡにねぎを出荷し、2/2に代金40,000円が預金口座に振り込まれた。
手数料はかからなかったものとする。

出荷と振込みが同じ年度に行われているので、売り上げが振り込まれた日付で次のように仕訳します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/2	経済貯金	¥40,000	しろねぎ収入	¥40,000	ねぎ売上

（例２） 12/28にＪＡにねぎを出荷し、翌年1/4に代金40,000円が預金口座に振り込まれた。
手数料はかからなかったものとする。

出荷と振込みが別の年度に行われているので、２回記帳しなければなりません。

＜前年の帳簿＞

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/28	未収金	¥40,000	しろねぎ収入	¥40,000	ねぎ未収金

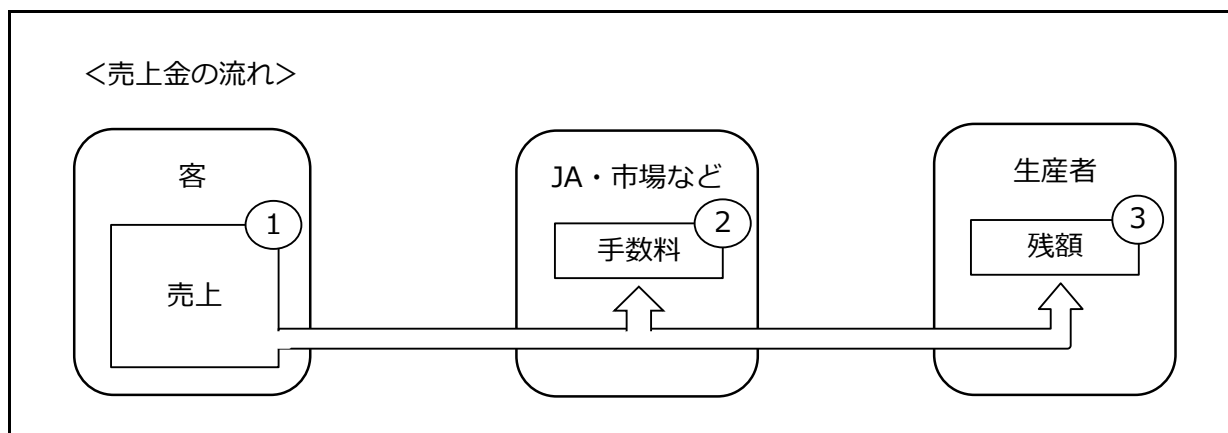
＜翌年の帳簿＞

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/4	経済貯金	¥40,000	未収金	¥40,000	ねぎ代金振込

■ 2. 出荷に手数料がかかった場合

【考え方】

JAや市場などの販売委託組織を利用し、手数料がかかった場合、売上のうち手数料分は委託組織が受け取り、残りを生産者が受け取ります。



手数料は、販売の委託料や市場の使用料など、作物を売り上げるための費用です。

手数料は売上から天引きされるので、生産者に振り込まれるはずの未収金を使って支払ったと考えます。

ですから、手数料を引かれた金額が口座に振り込まれた場合、次の仕訳が必要になります。

- ① 売上があったが、代金は未収である。
- ② 未収の売上金を使って手数料を支払った。
- ③ 手数料を引いた残額が振り込まれた。

これを記帳すると、つぎのようになります。

例：売上50,000円、手数料2,000円、預金口座に振り込まれた残額が48,000円の場合

	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
①	未収金	¥50,000	売上	¥50,000
②	販売諸費	¥2,000	未収金	¥2,000
③	経済貯金	¥48,000	未収金	¥48,000

同じ金額の未収金が増え、同時に減っているので、差し引き0になりますね。

このような場合は記載を省略しても構いません。すると、このような仕訳になります。

	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
	販売諸費	¥2,000	売上	¥50,000
	経済貯金	¥48,000		

しかし、手数料を調べて記帳するのは手間であるため、消費税の免税事業者については、手数料の記帳を省略しても良いことになっています。（平成31年9月末まで）
 手数料を省略する場合は、手数料の支払いに用いている売上と未収金も省略します。
 すると、このような記帳になります。

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
経済貯金	¥48,000	売上	¥48,000

ただし、平成31年10月1日以降は、手数料も記帳しなくてはなりません。

消費税増税と軽減税率制度施行により、手数料にかかる消費税は10%になりますが、作物の販売にかかる消費税は8%のままとなり、残額を記帳するだけでは残額に含まれる消費税額が算出できなくなるためです。

苗木など、手数料と商品の消費税率が同じものは、現行通り手数料の記帳を省略することができます。

【例】

(例 1) 1/15にしろねぎを出荷し、2/2にJAより売上金48,000円が営農口座に振り込まれた。
出荷にかかった手数料は2,000円であった。免税事業者である。

これを手数料を含めて記帳すると、こうなります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/2	販売諸費	¥2,000	しろねぎ収入	¥50,000	ねぎ売上
	経済貯金	¥48,000			

(資産) 経済貯金 … 営農口座の預金。
(費用) 販売諸費 … 手数料。
(利益) しろねぎ収入 … 白ねぎの売上。

手数料を含めない場合は、こうです。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/2	経済貯金	¥48,000	しろねぎ収入	¥48,000	ねぎ売上

(例 2) 12/20にしろねぎを出荷し、翌年1/4にJAよりねぎの売上金48,000円が営農口座に
振り込まれた。出荷にかかった手数料は2,000円であった。免税事業者である。

これを手数料を含めて記帳すると、こうなります。

出荷と振込みが年度を挟んでいるので、今年の帳簿には振込金額を未収金として記帳します。

<前年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/20	未収金	¥48,000	しろねぎ収入	¥50,000	ねぎ売上
	販売諸費	¥2,000			

<翌年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/4	経済貯金	¥48,000	未収金	¥48,000	ねぎ振込

手数料を含めない場合は、こうです。

<前年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/20	未収金	¥48,000	しろねぎ収入	¥48,000	ねぎ売上

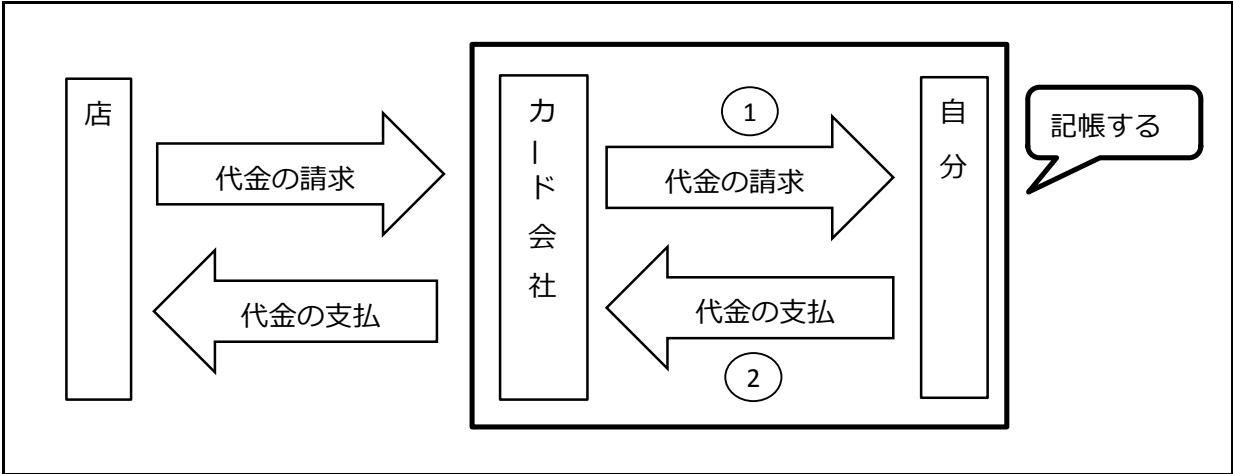
<翌年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/4	経済貯金	¥48,000	未収金	¥48,000	ねぎ売上

■ 3. クレジットカード決済を利用した場合

【考え方】

決済にクレジットカードを利用したとき、購入者はクレジットカード会社と取引したと考えます。



このとき、次の取引が発生します。

- ① カード利用日に、カード会社に対する負債が発生した。
- ② 支払日に負債を返した。

これを記帳すると、次のようになります。

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
①	8/16	（費用）	¥3,000	未払金	¥3,000
②	9/27	未払金	¥3,000	経済貯金	¥3,000

（負債）未払金 … まだ払っていないお金。

しかし、2回記帳するのは大変です。

カードの利用と支払いが同じ年度に行われる場合は、結果として未払金が差引0になるため、支払いが行われた日付で次のように記帳することが許可されています。

<カードの利用と支払いが同じ年度するとき>

- ② 支払日に未払い代金を支払ったとき

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
②	9/27	（費用）	¥3,000	経済貯金	¥3,000

ただし、代金を請求された年度と支払った年度が違う場合は、本来の記帳方法に従い、分けて書かなくてはなりません。

<カードの利用と支払いが違う年度するとき>

- ① カード利用日に未払い代金が発生したとき → 前年の帳簿
② 支払日に未払い代金を支払ったとき → 翌年の帳簿

前年の帳簿

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
①	12/16	（費用）	¥3,000	未払金	¥3,000

翌年の帳簿

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
②	1/27	未払金	¥3,000	経済貯金	¥3,000

【例】

(例 1) 農地の貸主に贈るため、ネットショップで3,000円のお中元を注文し、クレジットカード決済をした。
カード会社から届けられた明細書の利用日を見ると、利用日は8/16となっていた。
9/27に代金が預金口座から引き落とされた。

カード利用と支払いが同じ年度に行われているので、代金を支払った日付で次のように仕訳します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/27	雑費（課税）	¥3,000	経済貯金	¥3,000	〇〇様お中元
(費用) 雑費 … お中元など、他の勘定科目に当てはまらない費用。					

(例 2) 農地の貸主に贈るため、ネットショップで3,000円のお歳暮を注文し、クレジットカード決済をした。
カード会社から届けられた明細書の利用日を見ると、利用日は12/16となっていた。
翌年1/27に代金が預金口座から引き落とされた。

カード利用と支払いが別の年度に行われているので、2回記帳しなければなりません。

<前年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/16	雑費（課税）	¥3,000	未払金	¥3,000	〇〇様お中元

<翌年の帳簿>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/27	未払金	¥3,000	経済貯金	¥3,000	お中元支払

■ 4. 自家用のお金を業務に使用した場合

【考え方】

自家用のお金を使用して業務用品を購入した場合、勘定科目は「事業主借」を使用します。現金であっても、預金であっても、自家用の資産であれば全て「事業主借」になります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
9/27	（費用）	¥3,000	事業主借	¥3,000
（資本）事業主借 … 自家用の資産				

【例】

（例1） 9/27に自家用の現金を使用して、1,000円の業務用軍手を購入した。

自家用の現金で支払ったので、事業主借を使用します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/27	農用衣料費	¥1,000	事業主借	¥1,000	軍手

農用衣料費 … 業務用の衣類、軍手など

（例2） 農地の貸主に贈るため、ネットショップで3,000円のお中元を注文し、自家用のクレジットカードを使用して決済をした。
カード会社から届けられた明細書の利用日を見ると、利用日は8/16となっていた。
9/27に代金が自家用の預金口座から引き落とされた。

カード利用日と支払い日が同じ年度です。

支払いをしたのは自家用の預金口座なので、事業主借を使用します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/27	雑費（課税）	¥3,000	事業主借	¥3,000	〇〇様お中元

■ 5. 10万円以上のものを購入した場合（減価償却）

さて、トルーパーくん。仕訳方法の項目で分類について学んだね。資産と費用の定義は何だったか、覚えているかな。



覚えてないので、テキストを見ます！ えーと、
資産は、保有しているもの。お金や権利、物品など。
費用は、資産に含まれる物品のうち、消費されたものの額。（今期の利益に関するものに限る。）と書いてあります。

その通りだ。特に、「今期の利益に関するもの」というのが今回のポイントになる。

肥料やペンなど使用期間の短いものは、今期中に使い切ることが多い。だから、購入金額の全額を今期の費用にすることができる。

しかし、機械など長持ちするものは、この先何年も繰り返し使うことができる。こういうときは、全額ではなく、今年消費した分だけ費用にする。



機械は何が消費されるんですか。

機械も、時間が経つと価値が下がるだろう。

機械の場合は、経年劣化によって失った価値を「消費した」と考えるんだ。こうして、経年劣化によって失った価値を費用計上することを、**減価償却**という。



なるほどー！ いま分かった気になってます！

ちなみに、くわとかも長く使えるんですけど、これも減価償却するんですか？

細かいものまで全て計算するのは大変だから、少額のものには減価償却しなくて良いことになっているぞ。金額の目安は10万円だ。それに満たない金額のものは減価償却しなくて良い。

つまり、3,000円のくわを買ったら、購入時に全額を費用にして良いんだ。



【考え方】

1年以上使えるもので、購入金額が10万円以上のものは、購入時に「資産」として計上します。資産として計上したものは、毎年経年劣化で失われた価値を計算し、資産額を費用に振り替えます。

この経年劣化によって失われた価額を「減価償却費」といいます。

＜減価償却費の考え方＞

考え方としては、資産の価額を耐用年数※で割った値を年間の減価償却費とします。

※耐用年数 … その資産が壊れるまでの年数のこと。国が資産ごとに概算年数決めている。

例えば、14万円の散水機を購入し、耐用年数7年で減価償却すると、費用の計上はこのようなイメージになります。

(資産価額) 14万円 ÷ (耐用年数) 7年 = (減価償却費) 2万円

年数	1年目	2年目	…	6年目	7年目
費用	2万円	2万円	…	2万円	2万円

総額14万円

しかし、実際の計算は割り算ではなく、国が定めた償却率を使用し、掛け算で算出します。



掛け算！？ 割り算と正反対なんですけど。どういうことですか。

14万円 ÷ 7年

この式が

14万円 × 1/7年

こうなるだけだよ。

この「1/7」を計算し、少数第4位を切り上げたものが償却率なんだ。



(電卓ポチポチ) 1/7 = 0.1428… 切り上げると、0.143になります。

14万円 × 0.143 = 2万20円… 誤差がありますが、大体同じですね。

償却率は自分で計算してもいいが、国税庁のHPにある償却率一覧表を参照しても良いぞ。



<減価償却費の計算方法>

1. 対象となる資産の耐用年数を調べる。
2. 耐用年数に対応する償却率を調べる。（または、算出する。）
3. 資産の価額に償却率を掛けたものを月割りし、その年に費用とする金額を算出する。

$$\text{減価償却費} = \text{資産価額} \times \text{償却率} \times \left(\frac{\text{今年の使用月数}}{12} \right)$$

※償却率表には「定額法償却率」と「定率法償却率」の二つが記載されています。

定額法で計算するときは「定額法償却率」を使用してください。

●補足●

毎年一定額を償却していく方法を「定額法」、毎年一定割合を償却していく方法を「定率法」といいます。

定率法では、資産価額の未償却残高に償却率を掛けて、減価償却費を算出します。定額法は年間償却額が毎年同じ額となるのに対し、定率法の年間償却額は初年度が一番多く、翌年以降、毎年償却額が減っていく方式となります。

定額法と定率法で償却率が違うので、調べるときは注意してください。

個人事業主は原則「定額法」を使用するように定められています。

定率法を使用したいときは、税務署に届け出をしましょう。

【例】

(例) 9/15に現金で21万円の電動運搬車を購入した。
年末に減価償却を行った。耐用年数は7年であり、定額法償却率は0.143である。

購入時の仕訳はこうなります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/15	車両運搬具	¥210,000	現金	¥210,000	電動運搬車
(資産) 車両運搬具 … 軽トラなどの車。					

車両運搬具は資産です。これを、年末に減価償却費に振り替えます。

今年の減価償却費を計算すると、

(購入金額) 210,000円 × (償却率) 0.143 = (減価償却費) 30,030円

ですが、(例1)では9月に購入しています。

このように、年の途中で購入しているときは月割りして計算します。

9月～12月の4ヶ月

(年の償却費) 30,030円 × (今年の償却期間) 4/12ヶ月 = (今年の償却額) 10,010円

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	減価償却費	¥10,010	車両運搬具	¥10,010	電動運搬車
(費用) 減価償却費 … 資産価額のうち、時間経過によって失われた価額。					

2年目～7年目の減価償却費の処理はこうなります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	減価償却費	¥30,030	車両運搬具	¥30,030	電動運搬車

8年目は残額を全て償却することになりますが、残りの資産額1万9,810円を全て償却すると、電動運搬車の資産額が0となり、帳簿上、電動運搬車を保有していないことになってしまいます。

すると、資産申告していないことになり、後で電動運搬車を廃棄したり売ったりしたときの処理が書けなくなってしまうので、存在を示すために、1円を残しておきます。

従って、最後の年の減価償却はこうなります。

(残りの資産額) 19,810円 - (備忘額) 1円 = (今年の償却額) 19,809円

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	減価償却費	¥19,809	車両運搬具	¥19,809	電動運搬車

実際の計算は、償却資産情報の入力により、帳簿ソフトが自動計算してくれます。

どこまで記帳が必要かは、ソフトによって違うので、取扱説明書を読むと良いでしょう。

●補足●

＜償却資産を自家用でも使っている場合＞

償却資産を業務用自家用両方で使っている場合、算出された償却額に業務に使用している割合を掛けて、実際の償却額を算出します。

＜耐用年数について＞

法律の改正により、ほとんどの農機具が耐用年数7年となりました。

ただし、建物やハウスは建て方や鉄筋の太さによって耐用年数が異なるので、確認が必要です。

なお、中古資産を購入した場合や、自宅で使用していたものを業務用にした場合の耐用年数については、「■ 6. 自家用資産を業務用に繰り入れた場合の償却」を参照してください。

＜端数について＞

減価償却の計算で端数が出た場合は、切り上げ・切り下げのどちらで処理しても構いません。国税庁の確定申告コーナーでは、切り上げで処理しています。

さて、10万円以上は減価償却といいましたが、実際は金額によって様々な償却方法が選べます。金額と、選べる償却方法について学びましょう。

【様々な減価償却】

償却方法には次の3つの方法があります。

- | | | |
|---------|------------|-------------------|
| ・一括償却 | …3年で償却 | (月割りはしない) |
| ・少額減価償却 | …1年で償却 | (平成32年3月までに取得の資産) |
| ・減価償却 | …法定耐用年数で償却 | |

金額別の一覧にすると、このようになります。

取得価額	可能な償却方法		
10万円～20万円未満	一括償却	少額減価償却	減価償却
20万円～30万円未満		少額減価償却	減価償却
30万円～			減価償却

注意すべきなのは、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・少額減価償却が平成32年3月までの期限付きの特例であること・一括償却をする場合、償却額の月割りはせず、単純に3で割った額がその年の減価償却費となること |
|---|

の2点です。

少額減価償却については、毎年延長されているので、期限後も法令に注意しましょう。

■ 6. 自家用資産を業務用に繰り入れた場合の償却

【考え方】

[資産価額]

もともと自家用として所有していた車などの資産を業務用に使用するようになった場合、自家用で使っていた間の償却が終わっているとみなします。
ですから、業務に繰り入れたときの資産価額は次のようになります。

<資産価額の計算>

$$\text{資産価額} = \text{取得価額} - \text{非業務で使っていた期間の償却額}$$

非業務で使っていた期間の償却額は、次の式で求めます。
この式は、「旧定額法」という計算式で、非業務用の資産を償却するときに使われます。

<非業務で使っていた期間の償却額の計算>

$$\text{取得価額} \times 0.9 \times \text{Aの償却率} \times \text{Bの年数}$$

※A その資産の法定耐用年数×1.5の年数（1年未満切捨）の旧定額法償却率

※B 非業務用で使っていた期間の年数（6月未満切捨、6月以上切上）

こうして求めた資産価額を用いて、減価償却を行います。



0.9って何の数字ですか。

旧定額法では、耐用年数が終わったときに資産価額の10%が残るように計算するんだ。

つまり、償却の対象となるのは取得価額の90%ということになるね。

取得価額×0.9というのは、取得価額の90%という意味なんだよ。



〔耐用年数〕

中古資産を購入した場合や、自宅で使用していたものを業務用にした場合は、購入金額と経過年数によって耐用年数が決まります。

1. 新品の価額の50%を超える金額で購入したもの

→ 法定耐用年数

2. 新品の価額の50%以下の金額で購入したもの

(1) 法定耐用年数を全て経過したもの

→ 経過年数 × 20%

(2) 法定耐用年数の一部を経過したもの

→ (法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 20%)

なお、算出された値が2年に満たない場合は2年を耐用年数とします。

【例】

(例) 平成29年5月に使用年数5年（耐用年数2年）の中古軽トラックを60万円で購入し、自家用車とした。
平成30年2月1日より業務を開始し、軽トラックを業務用車とした。
この軽トラックを減価償却したい。減価償却に使用する耐用年数は2年である。
なお、耐用年数3年の旧定額法償却率は0.333、耐用年数2年の定額法償却率は0.5である。

まず、非業務で使っていた期間の償却額を計算します。

【考え方】で説明した計算式に当てはめてみましょう。

耐用年数2年の1.5倍、つまり3年の旧定額法償却率は、0.333です。

(耐用年数に対応する旧定額法償却率は、償却率一覧表で確認できます。)

(取得価額)60万円 × 0.9 × (償却率)0.333 × (非業務年数)1年 = (非業務償却額)17万9820円

これを取得価額から引きます。

(取得価額) 60万円 - (非業務償却額) 17万9820円 = (資産価額) 42万180円

営業用に繰り入れた時の資産額は42万180円ということになります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
2/1	車両運搬具	¥420,180	事業主借	¥420,180	軽トラック
	(資産) 車両運搬具	…	軽トラックなどの車		
	(資本) 事業主借	…	自家用の資産		

算出された償却額42万180円を2年で償却するので、年の償却率はこうなります。

耐用年数2年の定額法償却率は0.5です。

(資産価額) 42万180円 × (償却率) 0.5 = (年の償却額) 21万90円

業務用車としたのは2月なので、今年の償却額は

(年の償却額) 21万90円 × (今年の償却期間) 11/12ヶ月 = (今年の償却額) 19万2583円

帳簿にはこのように記帳します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	減価償却費	¥192,583	車両運搬具	¥192,583	軽トラック
	(費用) 減価償却費	…	資産価額のうち、時間経過によって失われた価額。		

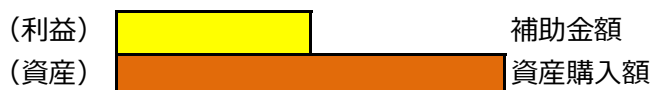
■ 7. 国や自治体からの補助金を利用して購入した場合

【考え方】

国や自治体からの補助金※を利用して機械などを購入した場合、仕訳の仕方を選ぶことができます。

※「就農条件整備事業」「がんばる農家プラン事業」など。JAが出資するものなど、国・自治体によらない補助金は含みません。

(1) 補助金額は全額利益、購入金額は全額資産とする



■ 特徴

補助金は利益として計上するので、受給年度の所得が増えます。
購入金額を全額資産に計上できるので、減価償却費を増やすことができます。

■ 仕訳

次の2つの仕訳をします。

1. 補助金を受け取った。

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
経済貯金	¥1,000,000	事業雑収入（不課税）	¥1,000,000

2. 資産を購入した。

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
機械器具	¥2,100,000	経済貯金	¥2,100,000

(利益) 事業雑収入 … 事業に関わる収入のうち、売上でないもの。
国や自治体からの補助金など。
(資産) 機械器具 … 機械など。

(2) 補助金額は利益とはせず、購入金額から補助金額を引いた額を資産とする。
(総収入金額不算入)

(利益)		なし
(資産)		資産購入額－補助金額

■特徴

補助金は利益として計上しないので、所得が増えません。
購入した機械の資産価額が少なくなるので、減価償却費も少なくなります。

■仕訳

次の3つの仕訳をします。

1. 補助金を受け取った。

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
経済貯金	¥1,000,000	事業外収益	¥1,000,000
(資本) 事業外収益 … 事業と関係のない収入			

2. 資産を購入した。

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
機械器具	¥2,100,000	経済貯金	¥2,100,000

3. 資産額を減らした。(総収入金額不算入)

勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
事業外費用	¥1,000,000	機械器具	¥1,000,000
(費用) 事業外費用 … 事業と関係のない費用			

■注意点

確定申告時に「[国庫補助金等への総収入金額不算入に関する明細書](#)」を添付します。
減価償却をする資産額は、総収入金額不算入後の額とします。
総収入金額不算入後の値が10万円未満の場合は費用とすることができ、総収入金額不算入後の値が10万円以上の場合は、不算入後の資産額で償却期間の特例を適用することができます。



どっちが得なんですか？

どちらも、最終的な差引償却額は同じだ。

購入額のうち費用となる金額が減価償却されることを考えると、

(1)は補助金にかかる税金を翌年一括で払う。

(2)は補助金にかかる税金を耐用年数で分割払いする。

という違いがある。どちらも、最終的な差引償却額は同じだ。

どちらが自分の事業の実態に合っているかは、個別に判断したまえ。



【例】

(例 1) 9/1に1,000,000円の国庫等補助金が営農口座に振り込まれた。
この国庫等補助金を利用し、9/2に振込で2,100,000円のトラクターを購入した。
総収入金額不算入は行わず、補助金を全額利益とした。

以下の仕訳をします。

- ・国庫等補助金が振り込まれた。
- ・トラクターを購入した。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/1	経済貯金	¥1,000,000	事業雑収入（不課税）	¥1,000,000	トラクター補助金
9/2	機械器具	¥2,100,000	経済貯金	¥2,100,000	トラクター

(例 2) 9/1に1,000,000円の国庫等補助金が営農口座に振り込まれた。
この国庫等補助金を利用し、9/2に振込で2,100,000円のトラクターを購入した。
総収入金額不算入を行った。

以下の仕訳をします。

- ・国庫等補助金が振り込まれた。
- ・トラクターを購入した。
- ・資産額を減らした。（総収入金額不算入）

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
9/1	経済貯金	¥1,000,000	事業外収益	¥1,000,000	トラクター補助金
9/2	機械器具	¥2,100,000	経済貯金	¥2,100,000	トラクター
9/2	事業外費用	¥1,000,000	機械器具	¥1,000,000	トラクター不算入

●補足●

- ① 補助金交付決定通知が来た年度と実際の振込の年度が異なる場合は、決定通知が来た年度に補助金を未収金で処理し、実際の振込年度に、未収金を経済貯金に振り替えます。
- ② 法人では次のように仕訳します。正確な意味での「圧縮記帳」という処理です。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額
9/1	経済貯金	¥1,000,000	事業雑収入（不課税）	¥1,000,000
9/2	機械器具	¥2,100,000	経済貯金	¥2,100,000
9/2	固定資産圧縮損	¥1,000,000	機械器具	¥1,000,000

■ 8. 開業前に事業のための費用がかかった場合

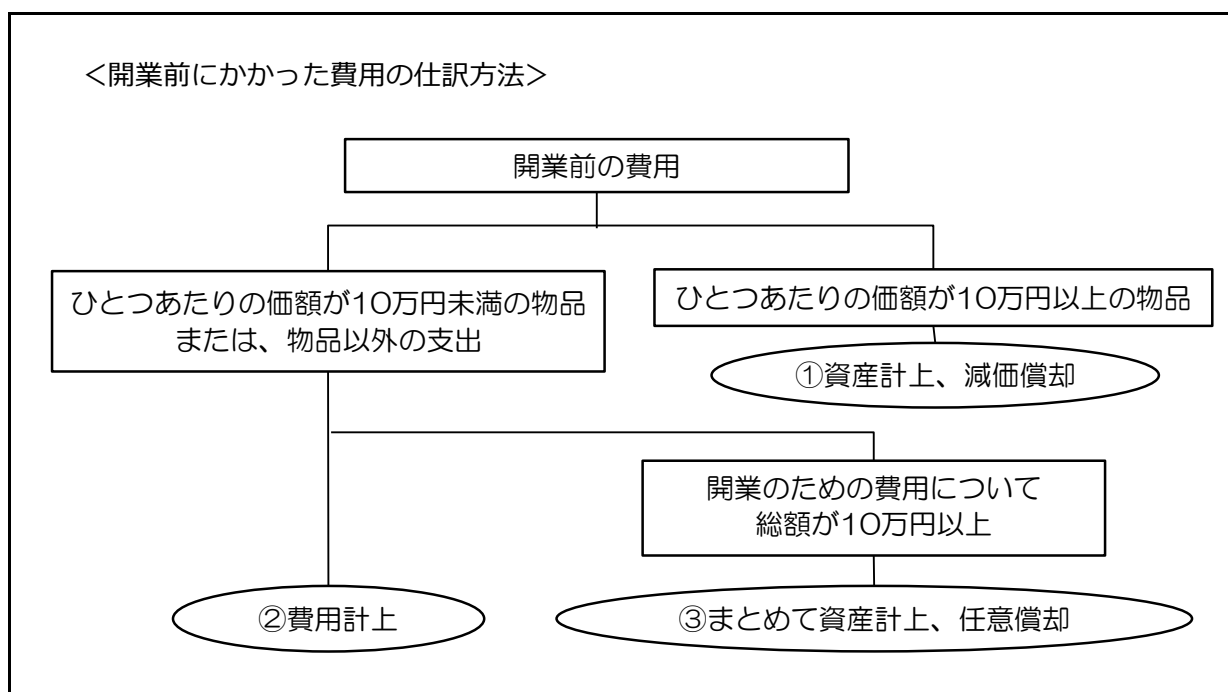
【考え方】

開業する前の費用であっても、営業に関わる支払は全て経費になります。

例：開業のための打ち合わせにかかった費用や、営業に必要な機械の購入費など

開業のための費用は、起業した日付でまとめて記帳します。

仕訳方法は、かかった費用の金額や内容により異なります。



- ① 機械など、ひとつあたりの価額が10万円以上の物品は、開業日の日付で資産計上します。資産計上した後は、通常の資産と同じように減価償却を行います。
- ② 事務用品や交際費など、ひとつあたりの価額が10万円未満の物品の購入費や、セミナー代など物品以外への支出の場合、費用計上します。
ひとつずつ記帳しても良いですし、まとめて「開業費」の勘定科目で記帳しても良いです。
まとめて記帳する場合は、明細を記したファイルを保管しておくといいでしょう。
- ③ ②のうち、開業のための費用について、費用の総額が10万円以上になる場合、開業費はまとめて資産の扱いになり、償却を行うことができます。
この場合の償却額、償却する年度は任意です。
初年度に全額償却することもできますし、起業してから黒字になるまでは償却額0円とし、黒字になった年に、全額または一部を償却することもできます。
ただし、これは開業のための費用であり、その年の生産原価である苗代や肥料代などは含まれませんので注意してください。

【例】

(例1) 3/1に開業した。
開業のためにかかった費用は、軽トラック60万円であった。

開業前の費用がひとつあたり10万円以上の物品購入費であるときは、資産として計上します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
3/1	車両運搬具	¥600,000	資本金	¥600,000	軽トラック
(資産) 車両運搬具 … 軽トラなどの車。					

(例2) 3/1に開業した。
開業のためにかかった費用は、ボールペン100円、電話代1,500円であった。

開業のための費用がひとつあたり10万円未満で、合計額が10万円に満たないときは、費用計上です。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
3/1	事務研修費	¥100	資本金	¥100	ボールペン
3/1	通信費	¥1,500	資本金	¥1,500	電話代
(費用) 事務研修費 … 事務や研修に使った費用。					
(費用) 通信費 … 電話代など。					
(資本) 資本金 … 営業用に準備したお金。					

または、次のように書くこともできます。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
3/1	開業費	¥1,600	資本金	¥1,600	ボールペン等

(例3) 3/1に開業した。
開業のためにかかった費用は、研修会参加費3万円、電気代3万円、机などの備品が4万円であった。

開業のための支出について、ひとつあたり10万円未満のものの総額が10万円以上のときは、資産として計上します。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
3/1	繰延資産	¥100,000	資本金	¥100,000	開業費
(資産) 繰延資産 … 開業費を合算したもの					

(例4) (例3)より3年が経った。3年前に繰延資産計上した開業費10万円のうち5万円分を、年末に費用として繰り入れた。

資産とした開業費は、任意の時に任意の金額を償却する（費用とする）ことができます。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	繰延資産償却費	¥50,000	繰延資産	¥50,000	開業費

償却額は任意

(資産) 繰延資産償却費 … 繰延資産を費用としたもの。
(資産) 繰延資産 … 開業費を合算したもの。

■ 9. 農作物を家事消費した場合

【考え方】

経費を計上している商品を消費した場合、売上の処理をします。

これには、販売用の農作物を経営主が食べたり、知り合いなどにあげた場合が含まれます。

出荷していない畑のものであっても、経費計上している肥料や農薬を使用した場合は売上計上の対象となるので注意してください。

売上の価格は、収穫したときの市場平均価格が基準となりますが、出荷や販売のための費用がかかっていないため、実際の計上額は市場平均価格の7割で良いとされています。

(消費税の申告や課税判定をするときは、市場平均価格の5割で良いとされています。)

ただし、販売価値の無い廃棄対象農産物については、売上計上しなくてもかまいません。

計上する時期は、年度末に一括して計上することが認められています。

【例】

(例1) 出荷のために栽培しているねぎを、自宅で消費した。
今期に自宅消費したねぎの価額は、市場価格で10,000円分であった。
これを、年度末に一括して記帳する。

10,000円の7割は7000円です。これを売上計上します。

使用する売上の勘定科目は「家事消費」です。

日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
12/31	家計費	¥7,000	家事消費	¥7,000	家事消費
	(費用) 家計費	…	生活費など、私生活で使うお金。		
	(利益) 家事消費	…	業務以外で消費した場合の売上。		

なお、この仕訳は、以下の①②の仕訳をひとつにまとめたものです。

① 事業主に現金(預金)で販売した。

② 販売で得た現金(預金)を家計用のお金として事業主に渡した。

	日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
①	12/31	現金(預金)	¥7,000	家事消費	¥7,000	家事消費
②	12/31	家計費	¥7,000	現金(預金)	¥7,000	家事消費

(例2) 出荷のために栽培しているねぎを現金で友人に売った。販売額は年間総額5,000円であり、販売したねぎの価額は、市場価格で10,000円分であった。
これを、年度末に一括して記帳する。

市場価格(7割)より安く販売した場合は、販売金額を売上、市場価格(7割)との差額を家事消費で処理します。

日付	勘定科目(借方)	金額	勘定科目(貸方)	金額	摘要
12/31	現金	¥5,000	しろねぎ収入	¥5,000	〇〇さん売上
12/31	家計費	¥2,000	家事消費	¥2,000	〇〇さん売上

■ 10. 農作物を事業消費した場合

【考え方】

種籾など、今期の作物の植え付けに、前期の収穫物を使用した場合、作物を事業が消費したと考えて、売上計上し、同時に、仕入れ計上もします。

このときの売上金額は、収穫したときの市場平均価格の7割で良いです。

なお、この処理は利益と費用を同時に計上するため、所得額への影響はありません。

事業消費の売上については、消費税の課税がされないため、消費税への影響もありません。

【例】

(例) 4/15に、今期のイチゴの生産を始めた。
植え付けには、前期の親苗より育成した子苗を使用した。
使用した子苗の植え付け時の市場価格は100,000円であった。

こうなります。

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
4/15	種苗費	¥70,000	事業消費	¥70,000	子苗

なお、この仕訳は、以下の①②の仕訳をひとつにまとめたものです。

① 事業に現金（預金）で販売した。

② 現金（預金）で子苗を買った。

	日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
①	4/15	現金（預金）	¥70,000	事業消費	¥70,000	子苗
②	4/15	種苗費	¥70,000	現金（預金）	¥70,000	子苗

■ 11. 農産物の棚卸し

【考え方】

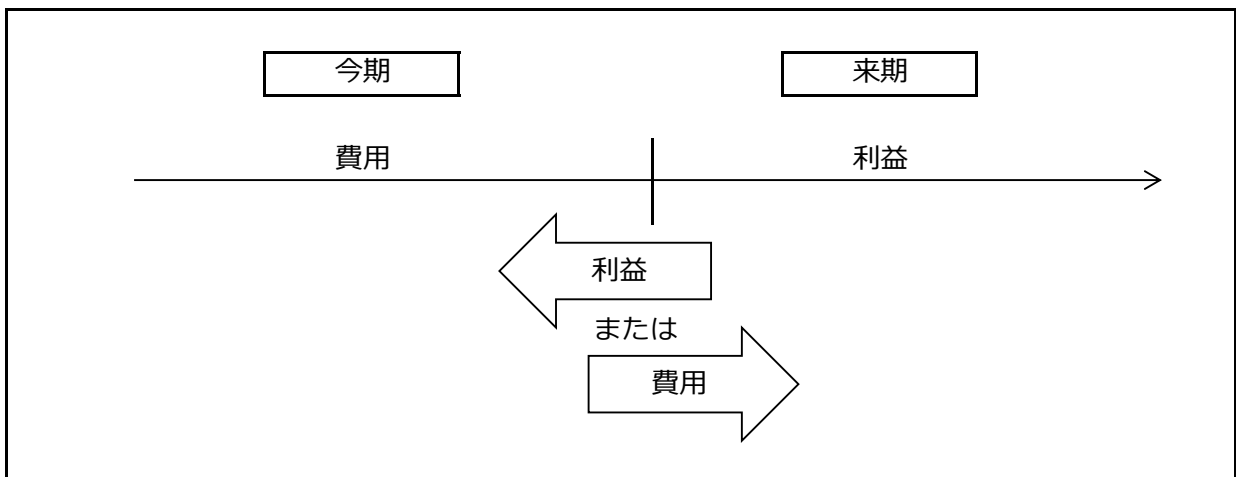
費用とは、「今期の利益を上げるために消費されたものの額」です。

しかし、実際の営業では、費用をかけた年度と利益のあった年度が違うということが起こります。

具体的には、次の2つのパターンがあります。

- (1) 収穫を終えたが、売上は来年。
- (2) まだ畑で育成中であり、収穫も売上も来年。

このような場合、利益と費用の年度を一致させるために、売上を前倒しするか、費用を来期に繰り越すことが必要になります。



どちらの処理をするかの基準は、「収穫」です。収穫のあった年度に売上の処理をします。つまり、上記のパターンの場合、こうなります。

- (1) 収穫を終えたが、売上は来年。
→今期に売上処理をする。
- (2) まだ畑で育成中であり、収穫も売上も来年。
→費用を来期に繰り越す。

この処理のことを、**農産物の棚卸し**といいます。

なお、次の場合には棚卸しを省略することができます。

- (1)を省略できるもの
→生鮮野菜など、収穫から販売・消費までの期間が短いもの
- (2)を省略できるもの
→育成中の畑の規模が毎年同じ（繰り越す費用が毎年ほぼ同額）

【例】

(例1) 10/1にさつまいもを収穫した。
収穫したさつまいもの価額は、収穫時の市場価格で30万円であった。
これを貯蔵しておき、翌年2/1に販売した。

費用のかかった年度と利益のあった年度が違うので、年末に棚卸しを行わなければなりません。
今回は、前年に収穫しているので、費用と売上の計上を前年に行うことになります。
売上を前年に計上するときは、次の処理を行います。

- (1) 前年期末に、自分に対して売上げたという仕訳をする。
- (2) 翌年期首に、(1)で計上した仮の売上を元に戻しておく。

(1) 前年期末に、自分に対して売上げたという仕訳をする。

売上の相手は自分なので、売上と同時に資産（農産物）を手に入れたという処理をします。
売上の金額は、収穫時の市場価格となっています。
従って、仕訳はこうなります。

<前年の期末処理>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	農産物	¥300,000	期末農産物棚卸高	¥300,000	甘藷期末棚卸
	（資産） 農産物	…	収穫済みの農産物		
	（利益） 期末農産物棚卸高	…	期末棚卸で使用する売上勘定科目		

(2) 翌年期首に、(1)で計上した売上を元に戻しておく。

(1)で売上を計上しましたが、このままでは翌年に本当の売上があったとき、売上の二重計上になってしまいます。

これはあくまで仮の売上計上なので、ここで計上した資産と売上は、翌年の帳簿上で元に戻しておかなければなりません。

計上した売上や資産を減らすときは、反対側に書きます。

<売上と資産を減らすときの処理>

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（資産）	（利益）

↙ ↘

勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（利益）	（資産）

よって、翌年の帳簿では、利益と資産を逆に書いて売上額の調整を行うのですが、このときの利益の勘定科目には「期首農産物棚卸高」を使用します。

<翌年の期首処理>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/1	期首農産物棚卸高	¥300,000	農産物	¥300,000	甘藷期首棚卸
	（資産）農産物	…	収穫済みの農産物		
	（利益）期首農産物棚卸高	…	棚卸分の売上調整で使用する売上勘定科目		

さつまいもが売れた時は、通常通りの売上処理をします。

（例２） 期末時点で、まだ育成中の白ねぎがあった。
 現時点でこの白ねぎにかかっている費用は、苗代15,000円、肥料代5,000円、
 農薬代6,000円であった。
 これを、翌年2/1に収穫し、同日に出荷した。

費用のかかった年度と利益のあった年度が違うので、年末に棚卸しを行わなければなりません。
 今回は、翌年に収穫しているので、費用と売上の計上を翌年に行うことになります。
 期末時点で育成中の白ねぎについて、これに使用した費用を翌年に繰り越すことになりますが、
 これを厳密に算出するのは大変手間です。それで、簡易的に「種苗費」「肥料費」「農薬費」
 に限定して費用とすることが許可されています。
 正確な金額が不明な場合は、面積による按分や、購入時期による概算額で構いません。
 この例では、苗代、肥料代、農薬代の合計額が26,000円なので、これを費用とします。
 費用を繰り越すときは、次の処理を行います。

- (1) 前年期末に、費用をいったん資産にする。
- (2) 翌年期首に、資産を費用に戻す。

では、それぞれの処理について学んでいきましょう。

(1) 前年の期末棚卸で、費用を資産にする

費用を資産に替えるときは、費用を減らしてから資産を増やします。

＜費用を資産に振り替えるときの処理＞	
勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（費用）	
→	
勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（資産）	（費用）

肥料などの費用は既に使用され、農産物という形で残っているので、資産の勘定科目には「小植物」、費用の勘定科目には「期末農産物以外の棚卸高」を使用します。
従って、前年の期末棚卸仕訳はこうなります。

＜前年の期末処理＞

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	小植物	¥26,000	期末農産物以外の棚卸高	¥26,000	白葱期末棚卸
	（資産）小植物	…	栽培中に越年する野菜、穀類、飼料作物など		
	（費用）期末農産物以外の棚卸高	…	期末棚卸で使用する費用勘定科目		

(2) 翌年の期首棚卸で、資産を費用にする

資産を費用に替えるときは、資産を減らしてから費用を増やします。

＜資産を費用に振り替えるときの処理＞	
勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（資産）	
→	
勘定科目（借方）	勘定科目（貸方）
（費用）	（資産）

費用の勘定科目には「期首農産物以外の棚卸高」を使用します。
従って、翌年の期首棚卸仕訳はこうなります。

＜翌年の期首処理＞

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/1	期首農産物以外の棚卸高	¥26,000	小植物	¥26,000	白葱期首棚卸
	（資産）小植物	…	栽培中に越年する野菜、穀類、飼料作物など		
	（費用）期首農産物以外の棚卸高	…	期首棚卸で使用する費用勘定科目		

翌年にねぎが売れた時は、通常通りの売上処理をします。

■ 12. 資材の棚卸し

【考え方】

肥料や農薬などの少額の資産は、購入時に費用として計上します。

しかし、まとめ買いをしたときなど、年末に大量に余る場合があります。

このように、年末に余ってしまった資材は、今年度の利益にかかった費用ではないので、資産として計上しなくてはなりません。

そして、翌年になったとき、翌年中に消費すると考え、もう一度費用計上します。

手順はこのようになります。

- (1) 前年期末に、余った資材について、費用を資産に替える。
- (2) 翌年期首に、資産を費用に戻す。

期末に棚卸しをする必要がある資材は、野菜農家だと、種子、肥料、農薬などです。

未開封のものについて棚卸しをすれば良いです。

ただし、繰り越す資材の量が毎年同程度の場合は、棚卸しを省略することができます。

【例】

(例) 期末にまだ使っていない資材の数量を数えたところ、未開封のものが10万円分残っていた。

仕訳はこうなります。

<前年の期末処理>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
12/31	未消費資材	¥100,000	期末棚卸高	¥100,000	未使用資材棚卸
	（資産）未消費資材	…	未使用資材		
	（費用）期末棚卸高	…	期末棚卸で使用する費用勘定科目		

<翌年の期首処理>

日付	勘定科目（借方）	金額	勘定科目（貸方）	金額	摘要
1/1	期首棚卸高	¥100,000	未消費資材	¥100,000	未使用資材棚卸
	（資産）未消費資材	…	未使用資材		
	（費用）期首棚卸高	…	期首棚卸で使用する費用勘定科目		

5. 経費となるもの

基本的に、事業に関わるものは全て経費となります。

肥料費や軽トラックのガソリン費の他、打ち合わせに利用した喫茶店の飲食代、従業員への賄い（飲食代）も経費となります。

●補足●

従業員に飲食代を払ってあげた場合、①従業員が半額以上を負担し、②会社負担分が¥3,500以下である場合に「福利厚生費」として処理されます。

①②のうち満たしていないものがある場合は「給与」（現物支給）となりますが、この結果従業員の給与額が増えることとなり、従業員の税金に影響を与えるので、注意しましょう。

また、これから起業する場合は、**起業の為に購入したものや建設費などを起業後の経費に含むことができる**ので、証明書を忘れずにとっておきましょう。

水道や携帯電話料金など、自家用と共有して使用している場合は、**利用料金のうち業務に使用している割合を経費にすることができます**。

例えば、自宅用に5000円分の灯油を買い、そのうち半分を作業小屋で使用した場合、経費となる灯油代は $5000円 \div 2 = 2500円$ となります。

家賃やローンについても、業務利用分を経費とすることができるので、必要に応じて確認をしてください。

6. 経費の証明書

購入方法により、以下のものが証明書となります。

現金	現金の証明書は領収書です。店舗での買い物では、レシートで代用されることが多いでしょう。
預金	口座振替の場合は、通帳で代用できますが、誤解なきよう、納品書などの明細書を取っておくと良いでしょう。
カード	クレジットカード、ICカードなどのカード類は、利用明細や利用履歴で代用できます。こちらも、納品書など明細が分かるのであれば、取っておくと良いでしょう。
証明書の ない もの	自動販売機、慶弔費など、領収書の無いものや、領収書の請求が難しいものがあります。この場合、「出金伝票」を事業所で記入し、証明書とすることができます。しかし、自由に作成できるため、むやみに使用すると税務署に不審に思われます。必要なものについて出金伝票を使用しましょう。

なお、領収書の受取金額が5万円以上だった場合、一般的には収入印紙を貼りますが、農業従事者が発行する領収書については印紙添付が免除されています。

7. 期末処理

12/31の期末には、これまでの記帳で漏れていた取引などを書き込む作業が必要です。
たとえば、

1. 減価償却費の記入
2. 家事消費分の売上計上
3. 農産物や未使用資材の棚卸しの記入
4. 売り上げのうち、振込みが年をまたぐものを未収金として記入
5. 帳簿の印刷

などです。

1. 減価償却費の記入は、固定資産の減価償却を行う場合に必要です。
2. 業務用作物の家事消費分の売上計上は年末に一括して行うことができます。
3. 収穫したものの棚卸しの記入は、ねぎ等の生鮮野菜については行う必要はありませんが、ばれいしょなど、収穫から販売までの期間が長いものについては、棚卸しを行う必要があります。
また、未収穫農産物については、毎年同程度であれば棚卸しは不要ですが、法人の場合は必ず必要となります。
農薬などの未使用資材は、毎年同程度であれば棚卸しは不要です。
4. いつも売り上げが振り込まれたときに記帳していると、振込みが年をまたぐときの未収金の記帳を忘れやすいので気を付けましょう。
5. 記帳が全て終わったら、帳簿を保管します。保管を電子ファイルで行う場合は、事前に税務署へ届け出て承認を受ける必要があり、電子帳簿保存に対応した帳簿ソフトも必要です。届出の際にはシステム処理の事務手続き等を記載した書類や、その他必要書類の添付が必要です。税務署の承認を受けていない場合は、紙に印刷して保管しなければなりません。法的な帳簿の保管期間は7年です。

ソリマチなどの会計ソフトを使っている場合、自動で行ってくれる処理もあります。
お持ちの会計ソフトの仕様を確認してください。

8. 期首処理

1/1に新しい年度が始まるとき、期首（年度初め）の処理が必要です。
具体的には

1. 昨年度末の資産・負債の残額を転記
2. 期首棚卸の記入

などです。しかし、これも会計ソフトが自動で行うことがあるので、仕様を確認してください。
振り込まれた売り上げのうち、昨年末に出荷したものについては、売り上げではなく年末の未収金で処理するので、気を付けましょう。

確定申告

1. 申告期間

休日により前後しますが、だいたい 2/16～3/15が申告期間です。

申告期間を過ぎるとペナルティーが発生しますが、ペナルティー額は期限からどれだけ経っているかや、税務署からの注意があったかどうかにより変動します。

非課税世帯（所得税0円）の場合はペナルティーは発生しませんが、いずれにしろ、早めの申告を心がけましょう。

2. 申告先

居住地の管轄の税務署です。

例えば、米子市在住の方が倉吉市の事業所や畑で作業していた場合、申告先は居住地の米子税務署になります。

3. 提出方法

税務署に出向いて提出、税務署に郵送、e-Taxを利用して電子送信、の3つが主な提出方法です。

また、米子コンベンションセンター「ビッグシップ」、米子市役所淀江支所などの相談所でも提出することができます。

税務署では、基本的に申告相談は受け付けていないので、お気を付けください。

なお、e-Taxを利用する場合は、事前設定が必要です。

基本的にはカードリーダーとマイナンバーカードにより本人確認を行うのですが、平成31年より、税務署職員との面接を含む厳格な審査を通して、IDとパスワードが発行され、それにより本人確認を行うこともできるようになります。

2020年分確定申告より、e-Taxを利用することでさらに10万円上乗せの控除を受けることができるようになるので、電子申告について前向きに検討しましょう。

4. 提出物

青色申告者の場合、以下のものを提出する必要があります。

1. 青色申告決算書
2. 確定申告書
3. 添付書類

1. 青色申告決算書は、「貸借対照表」「損益計算書」を含む、経営情報の一覧表です。
全部で4枚あります。資産・費用などは仕訳帳から自動で作成されますが、被雇用者の情報や農地の規模、雑収入の内訳などは年度ごとに異なるので、手入力しなければいけません。
青色申告決算書については、会計ソフトで作成・印刷してそのまま使用できることもあります。お使いの会計ソフトの仕様をご覧ください。
作成できない場合は、国税庁のHPから作成することもできます。
1枚目に押印が必要なので、忘れないようにしましょう。

2. 確定申告書は2枚あります。こちらはご家庭により入力箇所が異なります。
漏れの無いように気を付けましょう。1枚目に押印が必要です。
国税庁のHPから作成することができます。

3. 添付書類は、申告内容により異なりますが、一般的には

- ・申告者のマイナンバーカードの写し
- ・控除証明書（年金、生命保険、地震保険など。農業者年金は送付されないので注意。）

が必要です。国税庁のHPから作成した場合、必要な添付書類が表示または印刷されるので、確認すると良いでしょう。

ただし、電子送信する場合は添付が不要となるものもあるので、注意してください。

障害者手帳などは添付が不要ですが、あとで確認の連絡が来ることもあるので、混乱を防ぐために添付しておく方もいます。

赤字になったときは、マイナスになった金額を3年間繰り越すことができます。

その場合は、青色決算書、確定申告書B第1表、第2表と共に、第4表（損失申告書）を提出しなければなりません。手間はかかりますが、節税になるので、忘れずに提出しましょう。

損失申告書は、繰り越している間は毎年提出が必要です。

なお、赤字分を前年度の所得に適用して還付を受ける「繰り戻し」も可能です。

●補足●

記載内容を間違えていた場合、申告期限内なら、正しい書類を送付すれば、後に提出された方が正しい内容として受け付けられます。

期限を過ぎてしまった場合は、修正申告書または更正申告書を提出する必要があります。

源泉徴収と年末調整

従業員を雇った場合、従業員の確定申告や税金の納付を雇用主が行うことになります。
これを源泉徴収および年末調整と言います。

(ただし、仕事を掛け持ちしており、主となる勤務先が他にある場合は、年末調整は行いません。)

青色専従者も従業員なので、夫婦だけで事業に携わっている場合も源泉徴収と年末調整を行いましょう。

1. 源泉徴収、年末調整とは

従業員を雇ったとき、雇用主は従業員の所得税を計算し、従業員に代わって納付しなければなりません。具体的な流れは、次のようになります。

(源泉徴収)

毎月、給与額から所得税の概算額を計算し、従業員から徴収・税務署に納付する。
支払給与額のうち、源泉徴収税分は預り金として帳簿に記帳する。

(年末調整)

年末に、各種控除を含めて、従業員の正確な所得税額を計算し直す。結果を税務署に報告する。納付済みの所得税額と比較し、所得税を払い過ぎていれば税務署より還付され、不足があれば納付する。

こうして、給与を支払い、源泉徴収をし、年末調整をした結果を表にしたものが「源泉徴収票」です。

2. 源泉徴収

従業員を雇ったとき、雇用主は従業員の所得税額を計算し、税務署に報告・納付する義務を持ちます。

毎月、その月の給与額から算定して納付しますが、控除額が考慮されていないので、ここで報告・納付するのはあくまで概算額になります。

ここで報告・納付に使用するのが、「所得税徴収高計算書」です。
その提出方法について説明します。

【提出期限】

基本的には毎月提出しますが、小規模事業者は「源泉徴収税の納期の特例」を申請することで半年ごとの提出に変更することができます。

毎月提出する場合は給与を支払った翌月10日が期限です。

半年ごとの場合は、1～6月分の申告期限が7月10日、7月～12月分の申告期限が翌年1月20日となります。

後期分（7月～12月分）は、年末調整と申告期限が重なっているので、年末調整書類と共に提出ことができます。

【提出先】

事業所所在地の所轄税務署です。

【提出方法】

税務署に行って提出するか、郵送します。e-Taxを用いて電子送信することもできます。

【書き方】

状況によりますが、フリーソフトで自動作成できるので、利用すると良いでしょう。

ただし、用紙は税務署から送付されたものを使用してください。

3. 年末調整

源泉徴収で従業員から徴収し、税務署に納付した額は概算額です。

年末調整で正確な金額を算出し、税務署に納付または還付を受けます。

ただし、医療費控除等、年末調整では申告できない物もあるので、注意してください。

その場合は、年末調整後に、申告しきれなかったものについて本人が確定申告する必要があります。

【提出期限】

翌年1月31日です。

【提出書類】

法定調書合計表	11月頃に税務署から送付されますが、国税庁のHPからダウンロード・印刷したものも使用できます。
総括表	必要な情報が記入されていれば、仕様は自由です。税務署や市役所から用紙が送付されますが、フリーソフトを利用して電子ファイルで保存した方が管理は楽でしょう。
給与支払報告書	必要な情報が記入されていれば、仕様は自由です。
源泉徴収票 (3枚または 4枚綴り)	必要な情報が記入されていれば、仕様は自由です。 税務署から送付された用紙の場合、税務署宛、給与所得者宛があり、給与支払報告書を含めて、複写式3枚または4枚綴りになっています。

【提出先】

法定調書合計表	事業所所在地の所轄税務署
源泉徴収票(税務署宛)	<u>源泉徴収票(税務署宛)は、通常は提出義務はありません。</u> 給与支払額が500万円を超える従業員がいる場合や、途中退職で給与支払額が250万円を超える場合、副業としての給与支払額が50万円を超える人などについて、提出が必要です。
総括表	従業員所在地の市役所(税務課または市民税課) 市ごとに1枚提出します。
給与支払報告書	従業員所在地の市役所(税務課または市民税課)
源泉徴収票(給与所得者宛)	従業員

【提出方法】

税務署や役所に出向いて提出するか、郵送します。
e-TaxやeL-Taxを用いて電子送信することもできます。

【書き方】

フリーソフトを利用して作成・印刷して利用することができます。
総括表、給与支払報告書、源泉徴収票についてはデザインは自由ですが、法定調書合計表は税務署から送付されたもの、または国税庁からダウンロードしたものを使用しましょう。
提出後に誤りに気付いた場合は、法定調書合計表の場合は提出物と同じ内容を記載した物か控えのコピーに赤字で訂正し、右上に「訂正分」と朱書きして提出します。
総括表、給与支払報告書、源泉徴収票は、正しいものの右上に「訂正分」と朱書きして提出します。
なお、法定調書合計表の支払給与額と、提出済みの所得税徴収高計算書の支払給与額は一致していなくても構わないので、所得税徴収高計算書が誤っていても訂正する必要はありません。法定調書合計表について、正しい申告をしましょう。

中小企業の幅広い設備投資を後押しします



固定資産税の特例/中小企業経営強化税制/中小企業投資促進税制/商業・サービス業・農林水産業活性化税制

利用できるのは

法人 個人事業主

法人税、所得税、
固定資産税

金属加工機が古くなってきたので、最先端の機械を導入したい。
高額な設備投資(約1,500万円)なので、何か使える税制はありませんか？

経営力向上計画の認定を受けると、

法人税・所得税の即時償却または**税額控除**が選択適用できます！

また、**固定資産税を3年間、2分の1**に軽減することもできます！

1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円(取得価額の10%)^{*}を法人税・所得税から控除できます。

※資本金3,000万円超～1億円以下の法人の場合は、最大105万円(取得価額の7%)。

また、固定資産税が3年間で、約23万円の軽減になります(耐用年数10年の場合)。



経営力向上計画の認定を受けなくても
使える税制もあると聞いたのですが…

経営力向上計画の認定を受けない場合でも、

30%の特別償却、7%の税額控除[※]が選択適用できます。

※資本金3,000万円以下の法人、個人事業主に限ります。



制度の概要(2018年度末まで)

対象	措置	国税(法人税、所得税)				地方税
		中小企業 経営強化税制		● 中小企業投資促進税制、 ● 商業・サービス業・ 農林水産業活性化税制		固定資産税の 特例
		特別償却	税額控除	特別償却	税額控除	
個人事業主 資本金 3,000 万円以下の法人			10%		7%	3 年間の課税標 準額を2分の1に 軽減
資本金 3,000 万円超～1億円以下の法人		即時償却	7%	30%	適用なし	

を付した部分の適用を受けるためには、原則設備取得前に、工業会証明・経産局確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受ける必要があります。詳しくは中小企業庁ホームページをご確認ください。

各税制には、それぞれ対象設備や指定事業といった細かな要件があります。どの税制を適用することができるかは、中小企業庁のホームページを確認するか、税理士等の専門家にご相談ください。

■ 中小企業経営強化税制

■ 固定資産税の特例

あらかじめ、工業会・経産局に計画書を提出し、認定を受ける必要があります。
機械の金額や効率性などの条件もあります。

■ 中小企業投資促進税制

新品であること、金額の条件（例：機械160万～）等があります。

■ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

アドバイス機関（農協など）のアドバイスにより機械・建物を導入する場合に利用できます。
金額の条件は機械30万以上、建物60万以上となっており、投資促進税制より低額となっています。
普及所はアドバイス機関として認められていないので、注意してください。

なお、圧縮記帳や総収入金額不算入をした場合は、圧縮後の金額で判定します。

<特別償却と税額控除>

例：120万円の機械を購入した。機械償却前の所得は毎年300万であり、
償却期間3年、特別償却30%、税額控除率7%、所得課税率10%であった。

普通に償却し、税金計算すると、このようになります。

	1年目	2年目	3年目	合計	
償却額	40万	40万	40万	120万	購入額÷償却期間
税額控除額	0	0	0	0	購入費×税額控除率
課税所得額	260万	260万	260万	780万	償却前所得－償却費
所得税額	26万	26万	26万	78万	課税所得額×所得課税率－税額控除額

■ 特別償却

特別償却では、全体の償却額のうち、購入費の30%に当たる金額を初年度に償却できます。
例では、通常の40万に加え、購入費の30%に当たる36万を1年目に償却することができます。

	1年目	2年目	3年目	合計
償却額	76万	40万	4万	120万
税額控除額	0	0	0	0
課税所得額	224万	260万	296万	780万
所得税額	22万4千	26万	29万6千	78万

■ 税額控除

税額控除では、通常通りに償却した後、算出された所得税額から、税額控除額を差し引くことができます。

例では、税額控除額は購入費の7%なので、84000円になります。

	1年目	2年目	3年目	合計
償却額	40万	40万	40万	120万
税額控除額	8万4千	8万4千	8万4千	25万2千
課税所得額	260万	260万	260万	780万
所得税額	17万6千	17万6千	17万6千	52万8千

農業に使用する軽油引取税の免税



農業用の機械等に使用する軽油は、免税証の交付などの手続きを受ければ、軽油引取税が免税になります。(1リットル当たり32.1円)

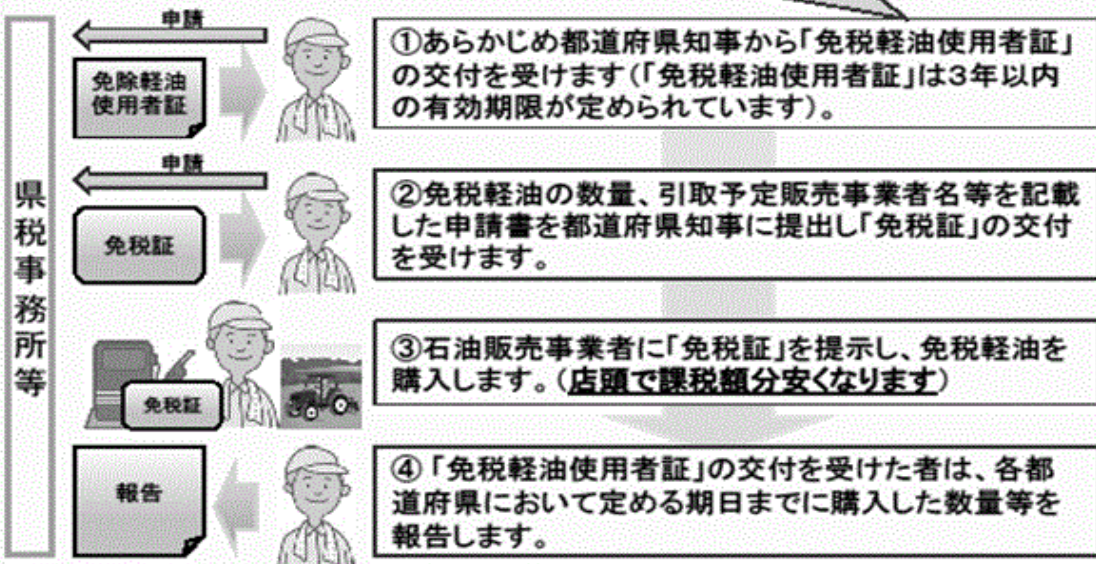
<対象となる農業用の軽油>

農業を営む者(農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)のすべての委託を受けて農作業を行う者を含む)が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械の動力源に使用する軽油

本措置は平成30年4月1日から3年間延長されています。
農業で軽油をたくさん使用される場合、「免税軽油使用者証」を申請の上、本措置をご活用下さい。



<免税手続き>



税率は32.1円/ℓとなっています。

例えば1000ℓを使用する場合は32,100円の効果となります。

※免税軽油の対象機械及び申請書類等については、都道府県県税事務所等にお尋ね下さい。

担当部署 お問い合わせ先	農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室 新技術利用班 【代表】03-3502-8111(内線4728) 【直通】03-6744-2435
-----------------	--

その他利用可能な特例については、「弓ヶ浜MEMO」HPをご覧ください。
<https://www65.atwiki.jp/yumigahama/pages/195.html>